

青山キラートリ商店会会則

第1章 総則

平成 27年 12月 17日施行

第1条 (名称)

本会は青山キラートリ商店会と称し(以下「本会」という)事務所は第4条に定めるところに置く。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦と団結を図り、会員の為に必要な協同事業を行うとともに、会員事業の発展に寄与し地域全体の繁栄と安心安全な街づくりを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・地域内の防犯、防災、美化等についての事業。
- ・本会会員相互の親睦並びに会員およびその従業員の福利厚生に関する事業。
- ・周辺地域の盆踊りの協力、祭礼の協力など。
- ・活性化事業としてのイベントを計画。(夏季・秋季など)
- ・商店会全体で街路灯など設置(看板あり)。
- ・安心・安全の町づくり(防犯カメラおよび案内板の設置など)。
- ・その他地域内の発展と商店会のにぎわいに関わる事業。

第2章 会員

第4条

本会は外苑西通り北青山2丁目の一部から神宮前2丁目・3丁目の一部地域に於いて店舗又は営業所を有し、本会の趣旨に賛同する者を以って組織する。

第5条

本会員が脱会する場合は、その旨を速やかに届出なければならない。既納会費の返還は行わない。

第3章 役員

第6条 (役員の種類と定員)

本会に下記の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監査	2名

その他各役員

第7条 (役員を選出)

本会の役員は、本会会員の中から選出する。会長の任期は2年とする。

第8条 (役員を選出)

役員は総会にて選任する。

第9条 (役員を選出)

役員に欠員が生じたとき、あるいは会長が増員を認めた時は、次期総会の選出を経ることなく、会長の指名により選出することが出来る。

第10条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第11条 (役員職務)

- ・会長は本会を代表し、本会の業務を遂行するとともに、総会ならびに役員会を招集する。
- ・副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- ・会計は経費ならび資産の管理について会長を補佐し日常の運営、管理を遂行する。
- ・その他役員は会長、副会長を補佐し、本会の健全発展に寄与する。
- ・監査は本会の業務を監査する。
- ・会長は必要と認めた事項に対して、委員会を設置し、会長は委員長を選出することができる。
- ・委員長は会長の指示に従い、委員会を指揮する。

第12条 (事務局)

本会の業務を円滑に遂行させるため、役員、その他の中から会長の指名により事務局員を若干名置く。

第13条 (慶弔及び見舞い)

- ・本会は会員相互の親和のため、会員の慶事、弔事に際して金員或いは相当するものを贈るものとする。
- ・その他必要と認める時は、役員会の決定により慶弔金など贈ることができる。

第4章 会議

第14条

- ・定時総会は年1回(毎年6月の第2週目まで)とする。
- ・臨時総会は会長が必要と認めた時或いは会員の2分の1以上の要求ありたる時。
- ・総会は2分の1(委任状含む)以上の出席がなければ成立しない。
- ・役員会は基本的には2ヶ月に1度開催、会の運営その他の議事を会議する。(必要に応じて会長が招集することができる)

第15条 (部会活動)

- ・婦人部 第3条の事業の補佐
- ・青年部 第3条の事業の補佐

- ・ 広報部 広報活動

第16条 (会計)

本会の経費は会費、渋谷区、東京都からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

- ・ 但し総会の決議により臨時に会費又は負担金を徴収する事ができる。

第17条 (会計年度)

- ・ 本会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 (会費)

会費は原則1口月額2000円以上収める事とする。街路灯費は1口月額1000円(取り付け費は別)とする。

第19条 (会計報告)

会計は総会に於いて決算報告及び予算案の承認を要する。

第20条 (その他)

役員会の承認を得て、本会に事務局員を雇用することが出来る。(会計を兼任する)

■附則

本会の規約は平成27年12月17日より施行する。